

三次市教育委員会告示第 号

三次市子どもの安全パトロール事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年3月26日

三次市教育委員会委員長 沖 田 稔

三次市子どもの安全パトロール事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 教育委員会は、青少年育成三次市民会議（以下「市民会議」という。）が行う、犯罪、事故等から地域の子どもの安全を守るための青色回転灯防犯パトロール（以下「パトロール」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助額)

第2条 補助金の交付対象となる経費は、パトロールに要する経費とし、補助金の額は教育委員会が別に定める。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする市民会議（以下「申請者」という。）は、三次市子どもの安全パトロール事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
(交付決定等)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を速やかに審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、補助金の交付及び額の決定を行い、申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の交付決定にあたり、補助金交付の目的を達成するために、必要な条件を付することができる。

(補助金交付)

第5条 教育委員会は、前条の規定による補助金交付決定後、三次市子どもの安全パトロール事業補助金交付請求書(様式第2号)に基づき、補助金を交付する。

(実績報告)

第6条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業が完了した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了した日のいずれか早い日までに、速やかに三次市子どもの安全パトロール事業補助金実績報告書(様式第3号)に、次の書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

三次市子どもの安全パトロール事業補助金交付申請書

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

団体の名称

代表者 住所

名前



子どもの安全パトロール事業の補助金の交付を受けたいので、三次市子どもの安全パトロール事業補助金交付要綱第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 円

2 添付資料

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他参考資料

様式第2号（第5条関係）

三次市子どもの安全パトロール事業補助金交付請求書

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

団体の名称

代表者 住所

名前



年 月 日付けで交付決定のあった、三次市子どもの安全パトロール事業補助金として、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先 口座名義
金融機関名
口座種別
口座番号

様式第3号（第6条関係）

三次市子どもの安全パトロール事業補助金実績報告書

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

団体の名称

代表者 住所

名前



年 月 日付けで交付決定のあった、三次市子どもの安全パトロール事業補助金について、三次市子どもの安全パトロール事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 金 円

2 添付資料

- (1) 事業報告書
- (2) 収支予算書
- (3) その他参考資料